

第 9 期

事 業 報 告

令和4年4月 1日から

令和5年3月31日まで

阪神国際港湾株式会社

事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立しました。

港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコスト削減等の効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいます。また、国及び両港湾管理者との協働体制のもと、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めています。

令和4年度の国際海上コンテナ物流の状況は、コロナ禍による混乱の影響から正常化に向かいつつあり、暦年ベースの令和4年外貨コンテナ貨物量は前年比2.6%増、コロナ禍前の令和元年比でも1.5%増となるなど、概ねコロナ禍以前の水準にまで回復している状況です。

一方で、今後の貨物の需給については、世界的なインフレや経済の停滞懸念、北米の小売り在庫の高止まりによるアジア～北米間の貨物需要の減少等、予断を許さない状況となっております。

このような中、西日本の拠点港として、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流を支え、物流機能を確保することが、国際コンテナ戦略港湾としての役割を果たし、且つ公的側面を担う当社の使命であることから、阪神港としての国際物流機能確保に向けた施策を適宜実施しました。

① 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

ア. 集貨

集貨については、国の「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用し、第三国にサプライチェーンを委ねないためにも極めて重要なインフラである内航及び外航コンテナ航路の維持・拡大を図るとともに、両港湾管理者と連携した集貨施策に引き続き取り組みました。

荷主・物流事業者に対しては、コロナ禍で経験した国際物流の混乱の影響も踏まえ、集貨事業を活用して阪神港への利用転換を促進することで、サプライチェーンの安定化を図りました。

特に、内航フィーダーによる集貨においては、瀬戸内・九州エリアに加え、令和4年1月には西部日本海エリア（境港、敦賀、舞鶴）の本格運航が開始され、さらに令和4年11月には、東部日本海エリア（秋田、新潟）の航路が開設される等、阪神港への集貨ネットワークを強化するとともに、国内荷主の輸送ルートを選択肢を増やすことで、利便性を向上してきました。

ポートセールスについては、新型コロナウイルス感染症拡大により営業活動自体が制限される状況が続きましたが、オンラインを活用した面談による個別セールス等、引き続き効率的・効果的なアプローチ手法を模索しながら実施したほか、「阪神港セミナー」を、国及び両港湾管理者と共同で、会場開催とWEB配信を併用した方式にて開催しました。

イ. 創貨

創貨については、大阪港から食の輸出促進を図るため「第6回“日本の食品”輸出 EXPO」に出展するとともに、「第6回大阪港 食の輸出セミナー&商談会」を、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、オンラインで実施しました。

また、新たなコンテナ貨物創出の取り組みとして、シャインマスカットや柿等の農産品輸出の海上輸送トライアルや、コイルラッシング資材の反復輸送トライアルへの支援を実施しました。

ウ. 競争力強化

競争力強化については、ハード面では、船舶大型化への対応やターミナルの一体利用の促進による施設の効率的な活用と、外航・内航の接続性向上による積み替え機能の強化を目指し、ヤードの拡張や高規格ガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存施設の計画的な更新を進めました。

神戸地区では、PC18 ターミナルにおいて荷役の効率化やターミナルの蔵置能力の向上を図るための西側拡張事業を実施しており、令和5年秋の供用開始に向け、着実に整備工事を進めました。

また、PC13-17 ターミナルにおいて、蔵置能力の向上、施設の一体利用の促進による利便性・生産性の向上を図り、ターミナル運営の効率化を進めるため、令和4年11月にコンテナフレートステーション（CFS）整備工事に現地着手するとともに、令和5年2月にはターミナル全体の整備工事の契約を締結し、同3月に現地着手しました。

さらに、RC6/7 ターミナルに隣接する RS-B/C バースにおいては、令和5年1月に境界部の擦り付け工事及び境界フェンス撤去が完了し、一体利用を開始しています。

大阪地区では、2025年大阪・関西万博も見据えて、夢洲地区のコンテナターミナル機能強化を目指し、C12 延伸・拡張部における施設整備に向けた国・港湾管理者・事業者との協議を進め、令和6年春の供用開始に向け、令和5年1月に国受託分を含めたゲートハウス、管理棟等の整備工事の契約を締結し、同3月に現地着手しました。

また、既存施設の計画的な更新のため、C2 ターミナルの受変電設備更新工事を実施するとともに、C3 ターミナルの受変電設備更新工事を進めています。

一方、ソフト面では、ターミナルゲート処理の迅速化を図り、より効率的なコンテナ輸送を実現するため、新・港湾情報システム（CONPAS）の令和5年度中の阪神港での本格運用に向けて、国・両港湾管理者・ターミナルオペレーター・海貨事業者・海上コンテナ輸送事業者等とともに新機能の開発や検討を進め、神戸地区 PC18 ターミナルにおいては令和4年11月に第3回試験運用を実施し、大阪地区 C10・C12 ターミナルにおいては令和4年8月から9月にかけて第2回試験運用、令和5年2月に第3回試験運用、令和5年3月に第4回試験運用を実施しました。

また、AI ターミナルの実現を目指し、政府が主催する「サイバーポート進捗管理ワーキンググループ（港湾物流分野）」に参加し、港湾物流の生産性向上を図るための検討を行いました。

さらに、両港湾管理者が策定する「カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」の検討に協力し、令和5年2月に神戸港で、同3月に大阪港で、それぞれ「CNP 形成計画」が策定されました。次世代エネルギーである水素のコンテナターミナルへの供給システムの構築を目指し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの受託事業である「神戸港 CNP 形成に向けた水素利活用モデル調査」を、共同事業者とともに実施しました。

② フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、利用者の利便性向上を図るため、フェリー各社の船舶大型化計画に合わせたフェリーターミナルの整備を進めており、大阪南港コスモフェリーターミナル（さんふらわあターミナル（大阪））において、令和5年1月の大型船舶の投入に合わせたヤード拡張等の整備を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により減少している旅客需要への対応として、両港湾管理者と連携し、各フェリー会社の広報への支援等、内航フェリーの魅力アップにつながるプロモーションを実施しました。さらに、フェリー船社と連携し、阪神港としてのフェリーポータルサイトを制作し、運用を開始しました。

③ 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国・両港湾管理者・大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできました。

神戸地区では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭9バース、ライナー埠頭15バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭7バース、内航フェリー埠頭3バースの管理運営を行いました。

大阪地区では、咲洲において、コンテナ埠頭6バース、国際フェリー埠頭2バース、ライナー埠頭7バース、内航フェリー埠頭5バース及び大阪港総合流通センター等を、また夢洲において、コンテナ埠頭3バース及び付帯施設の管理運営を実施しました。

また、当社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を当社が一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応してきました。

④ 海外港湾の運営への参画

平成30年12月に議決権株式の2.5%を取得したカンボジア王国シハヌークビル港湾公社(PAS)の株主総会にオンラインで出席しました。

また、令和5年3月の同社による阪神港視察を通じて、意見交換を実施し、関係強化を図りました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達状況

当事業年度の主な設備投資の状況は、下記のとおりとなっています。

事業区分		地区名	内容	実施額 (税込)
貸付金事業	港湾法第 55 条の 7 に基づく事業	咲洲	受変電設備改修 荷役機械整備	165 百万円
	港湾法第 55 条の 9 に基づく事業	夢洲	ヤード整備	875 百万円
		ポートアイランド	ヤード整備 荷役機械整備	4,743 百万円
		六甲アイランド	受変電設備改修 等	723 百万円
小計				6,506 百万円
補助金事業	港湾機能高度化 施設整備事業	ポートアイランド	ヤード整備	320 百万円
その他事業		六甲アイランド 咲洲	ヤード整備 荷役機械改修 等	279 百万円
合計				7,105 百万円

※港湾法第 55 条の 7 及び第 55 条の 9 に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金 (4 割)、港湾管理者無利子借入金 (4 割)、特別転貸債借入金 (1 割)、自主財源等 (1 割) で構成されています。

貸付金事業にかかる資金調達については、次のとおりとなっています。

借入区分	金額
国庫金転貸無利子借入金	2,602 百万円
港湾管理者無利子借入金	2,602 百万円
特別転貸債借入金	650 百万円
市中銀行借入金	650 百万円
合計	6,506 百万円

補助金事業にかかる財源は、次のとおりとなっています。

国 (補助金)	自己資金	合計
106 百万円	213 百万円	320 百万円

(3) 直近事業年度の財産及び損益の状況

区分	第6期	第7期	第8期	第9期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	14,196	12,388	14,849	13,252
経常利益 (百万円)	1,005	844	1,406	1,023
当期純利益 (百万円)	697	581	971	704
1株当たり当期純利益 (円)	23,902.21	19,930.78	33,271.53	24,115.80
総資産 (百万円)	34,446	36,069	37,887	45,477

(4) 対処すべき課題

コロナ禍に端を発した国際海上コンテナ物流の混乱は正常化に向かいつつある一方、世界的なインフレやロシアによるウクライナ侵攻等の影響による世界経済の停滞懸念や北米在庫の積み上がりによるアジア～北米間の貨物需要の減少等、今後も予断を許さない状況が予想されます。このような状況の中、阪神港を取り巻く状況や時代の要請を的確に把握し、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を進め、西日本の拠点港として、国民生活や経済活動に必要な不可欠である物流機能を安定的に確保することが、当社の使命であると認識しています。

特に、第三国にサプライチェーンを委ねないためにも、極めて重要なインフラである内航フィーダーネットワークの更なる強化に努めるとともに、トラックドライバーの2024年問題や荷主の環境意識の高まり等、時代の要請に即した施策に取り組んでまいります。

また、引き続き農産品輸出の海上輸送トライアル等を実施し、新たなコンテナ貨物の創出にも取り組んでまいります。

さらに、コンテナターミナルの一体利用の実現による機能強化や、「CONPAS」を始めとする「デジタルトランスフォーメーション(DX)推進」による生産性向上に取り組むとともに、基幹航路誘致のメルクマールの一つとなりうる「CNP形成」に向けた取り組みを進める等、競争力強化に取り組んでまいります。

これらの施策を総合的に推進していくことで、阪神港の利便性の確保や信頼性の向上が図れるよう、真摯に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
港湾振興に寄与する集貨・集客促進事業の実施
海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査

(6) 本社及び大阪事業本部

本 社 神戸市中央区御幸通 8-1-6
大阪事業本部 大阪市住之江区南港北 2-1-10

(7) 従業員の状況 (令和5年3月31日現在)

従業員数
93名

(注) 上記従業員数は、執行役員、社員(国及び両港湾管理者からの派遣者含む)、準社員の数であり、人材派遣会社からの派遣者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (令和5年3月31日現在)

借入先	借入残高
神戸市	17,762百万円
大阪市	8,197百万円
株式会社三井住友銀行	1,184百万円
株式会社みずほ銀行	295百万円
株式会社三菱UFJ銀行	279百万円
株式会社日本政策投資銀行	165百万円
大阪港埠頭株式会社	1,099百万円

2. 株式に関する事項 (令和5年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,000,000株

(2) 発行済株式の総数 29,200株

(3) 株主の状況

株主	持株数
財務大臣	10,000株
神戸市	9,000株
大阪市	9,000株
株式会社三井住友銀行	800株
株式会社みずほ銀行	200株
株式会社三菱UFJ銀行	200株
合計	29,200株

3. 会社役員に関する事項 (令和5年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
外園 賢治	代表取締役社長	
田中 利光	代表取締役副社長	
吉井 真	取締役副社長	
池田 薫	取締役副社長	
長谷川 憲孝	取締役	神戸市港湾局長
丸山 順也	取締役	大阪港湾局長
原田 浩起	取締役	日本郵船株式会社 代表取締役専務執行役員
黒田 晃敏	取締役	一般社団法人日本港運協会 理事長
須藤 明彦	取締役	株式会社大森廻漕店 代表取締役社長
森脇 肇	監査役	
小林 潔司	監査役	

(注1) 長谷川憲孝氏、丸山順也氏、原田浩起氏、黒田晃敏氏及び須藤明彦氏は、会社法第2条第15号に定める非業務執行取締役です。

(注2) 森脇肇氏及び小林潔司氏は、会社法第2条第16号に定める監査役です。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	10名	52百万円
監査役	3名	3百万円
合計	13名	55百万円

(注1) 取締役の支給人員並びに支給額には、令和4年5月9日付及び令和4年6月21日付で退任した取締役3名、監査役1名に対する報酬が含まれております。

(注2) 当事業年度末現在の人員は、取締役9名、監査役2名ですが、無報酬の非業務執行取締役が2名含まれております。

(注3) 平成26年10月1日開催の臨時株主総会において、取締役報酬総額を年額80百万円以内、監査役報酬総額を年額8百万円以内と決議いただいております。

5. 非業務執行取締役及び監査役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	長谷川 憲孝	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 6 回のうち 5 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	久保 敬二	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 1 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	丸山 順也	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	原田 浩起	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回のうち 3 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	黒田 晃敏	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	須藤 明彦	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回のうち 4 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	森脇 肇	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 6 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	黒田 勝彦	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 1 回について欠席しましたが、事前に議案・審議等につき意見を表明しています。
監査役	小林 潔司	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

6. 非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約内容の概要

当社は非業務執行取締役、監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりです。

(1) 非業務執行取締役の責任限定契約

非業務執行取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

(2) 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

7. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額 5 百万円

8. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成 26 年 10 月 1 日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成 26 年 10 月 1 日施行）を制定しました。

当該基本方針の内容および運用状況は次のとおりです。

(1) 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(基本方針)

- ① 執行役員制度を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限を区分することにより、業務執行における責任の明確化を図る。
- ② 取締役及び執行役員は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。
- ③ 業務の適正を確保する体制を確立するため、副社長（総務担当）をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとる。
- ⑤ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

(運用状況)

- ・内部統制システムの適切な運用により、取締役及び執行役員は法令及び定款に則って職務を遂行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(基本方針)

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 情報公開規程において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時、閲覧できるようにする。

(運用状況)

- ・各種規程に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(基本方針)

- ① リスク管理体制を確立するため、副社長（総務担当）をリスク管理担当役員とする。全社的なリスク管理に係る対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応する。
- ② 必要に応じて、規程・要綱・要領の制定、研修の実施等を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。

(運用状況)

- ・リスク管理委員会を開催し、リスクの発生につながる事項について社内で情報共有するとともに、リスクを事前に回避し、リスク顕在時もその影響が最小限となるよう業務を遂行しております。

(4) 取締役の職務の執行並びに執行役員の業務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

(基本方針)

- ① 取締役会は、執行役員に業務執行に関する職務権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定

及び機動的な職務執行を推進する。

- ② 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役及び執行役員は職務を執行する。
- ③ 取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、取締役、執行役員等にて構成される経営会議において審議する。
- ④ 取締役会規則、執行役員規則、職務権限規程その他業務運営規程に基づき、取締役及び使用人（執行役員も含む。以下同じ。）の職務権限を定め、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

（運用状況）

- ・執行役員制度の導入により、業務執行に関する職務権限が委譲されるなど、適正かつ効率的な業務執行がなされております。
- ・取締役会において策定された中期経営計画に基づき、職務を執行しております。
- ・取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、経営会議において審議されております。
- ・各種規程に則り、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

（５） 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（基本方針）

- ① 取締役会は、執行役員の業務執行状況を監督する。
- ② 使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育研修及び啓発活動を行う。
- ③ 会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、使用人及び関係者からの報告体制を整える。

（運用状況）

- ・取締役会において、四半期ごとに業務執行状況報告がなされております。
- ・内部監査規程に基づき内部監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス研修をはじめとする社員研修を実施しております。
- ・外部の通報窓口を設置し、内部通報処理規程に基づき制度の運用を図っております。

（６） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（基本方針）

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を使用人の中から任命することが出来ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。

（運用状況）

- ・監査役は総務部担当の常務執行役員との間で情報共有がなされており、監査業務の実効性確保に努めております。

（７） 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

（基本方針）

- ① 取締役は、取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告する。

(運用状況)

- ・取締役等は、取締役会や経営会議において、会社の業務執行の状況その他必要な情報を報告、説明しております。

(8) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(基本方針)

- ① 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。
- ② 監査役は、取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。

(運用状況)

- ・監査役は業務監査を自ら実施し、代表取締役社長は「監査の結果・意見」について措置状況を報告しております。
- ・監査役は取締役会に出席し、適宜必要な発言を行うとともに、会計監査人と意見交換を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

第 9 期

計 算 書 類

（ 令和4年4月 1日から
令和5年3月31日まで ）

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

阪神国際港湾株式会社

貸借対照表

令和5年3月31日現在

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	17,130,491	【流動負債】	5,857,246
現金及び預金	10,543,747	営業未払金	3,248,954
営業未収金等	559,084	1年内返済長期借入金	1,622,759
有価証券	3,500,000	未払金	244,794
貯蔵品	60,558	未払費用	8,599
未収入金	1,852,560	未払法人税等	205,279
前払費用	50,891	未払消費税等	69,051
その他	563,650	前受収益	7,827
【固定資産】	28,347,473	賞与引当金	52,371
(有形固定資産)	25,921,464	その他	397,609
建物	1,845,010	【固定負債】	32,032,780
構築物	2,510,929	長期借入金	27,361,809
機械及び装置	12,620,426	長期預り敷金保証金	4,418,121
工具、器具及び備品	301,144	長期未払金	65,824
建設仮勘定	8,643,952	退職給付引当金	187,024
(無形固定資産)	112,718	負債合計	37,890,026
ソフトウェア	18,377	純資産の部	
施設利用権	34,383	【株主資本】	7,269,832
無形固定資産仮勘定	59,957	(資本金)	730,000
(投資その他の資産)	2,313,290	(資本剰余金)	730,000
投資有価証券	1,010,144	資本準備金	730,000
差入敷金保証金	987,211	(利益剰余金)	5,809,832
長期前払費用	71,760	その他利益剰余金	5,809,832
繰延税金資産	244,174	繰越利益剰余金	5,809,832
その他	31,672	【評価・換算差額等】	318,105
貸倒引当金	△ 31,672	その他有価証券評価差額金	318,105
		純資産合計	7,587,938
資産合計	45,477,965	負債純資産合計	45,477,965

損益計算書

自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

科目	金額	
営業収益		13,252,746
営業費用		10,313,511
営業総利益		2,939,235
販売費及び一般管理費		1,943,092
営業利益		996,143
営業外収益		
受取利息	121	
有価証券利息	667	
受取配当金	35,859	
業務受託収入	20,790	
その他	24,637	82,075
営業外費用		
支払利息	29,883	
固定資産除却損	23,422	
その他	1,000	54,306
経常利益		1,023,912
税引前当期純利益		1,023,912
法人税、住民税及び事業税	377,828	
法人税等調整額	△ 58,097	319,731
当期純利益		704,181

株主資本等変動計算書

自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	730,000	730,000	730,000	5,105,651	5,105,651	6,565,651	284,457	6,850,108
当期変動額								
当期純利益				704,181	704,181	704,181		704,181
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							33,648	33,648
当期変動額合計	-	-	-	704,181	704,181	704,181	33,648	737,829
当期末残高	730,000	730,000	730,000	5,809,832	5,809,832	7,269,832	318,105	7,587,938

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法によっております。

その他有価証券 ア. 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

イ. 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、機械及び装置のうち、ガントリークレーンについては、経済的使用可能予測期間に基づく期間（16年）を耐用年数としております。

(2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上（簡便法による）しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受託工事に係る収益は、主に埠頭施設整備関係の工事であり、委託者との委託契約に基づいて、受託工事を提供する履行義務を負っております。当該委託契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

II 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

投資有価証券 50,000 千円を行政財産賃貸借契約にかかる契約保証金として差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,549,097 千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,556,634 千円
長期金銭債権	182,683 千円
短期金銭債務	1,162,625 千円
長期金銭債務	24,805,765 千円

4. 営業未収金及び契約資産

営業未収金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

営業未収金	246,836 千円
契約資産	312,248 千円

5. 契約負債

その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	268,152 千円
------	------------

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	602,431 千円
営業費用	3,119,667 千円
販売費及び一般管理費	△1,288,504 千円
営業取引以外の取引	26,902 千円

販売費及び一般管理費の取引高には国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金及び阪神港の集貨事業に関する協定書に基づく負担金による収入が含まれております。

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	29,200 株
------	----------

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	11,560 千円
賞与引当金	16,015 千円
退職給付引当金	57,192 千円
繰延資産	232,421 千円
貸倒引当金	9,685 千円
未払撤去費	75,502 千円
その他	6,349 千円
繰延税金資産小計	408,726 千円
評価性引当額	△9,685 千円
繰延税金資産合計	399,040 千円

繰延税金負債

退職給与負債調整勘定	14,738 千円
その他有価証券評価差額金	140,127 千円
繰延税金負債合計	154,866 千円
繰延税金資産の純額	244,174 千円

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については元本返還の確実性が高く、かつ有利な円建て預貯金、債券及び円建て金銭信託に限定しております。

また、資金調達については、「港湾法」等に基づき、設備投資にかかる借入を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券のうち金銭信託は発行体の信用リスク・市場価格の変動リスク、譲渡性預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されております。投資有価証券のうち株式は市場価格の変動リスク・為替リスク、債券は発行体の信用リスク・市場価格の変動リスクに晒されております。差入敷金保証金は、賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。長期預り敷金保証金は、賃貸借契約に係るものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「営業未収金」、「未収入金」及び「営業未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額※	時 価	差 額
(1)有価証券	3,500,000	3,500,000	—
(2)投資有価証券	1,010,144	1,010,261	117
(3)差入敷金保証金	987,211	976,376	△10,835
(4)長期借入金	(28,984,568)	(28,897,080)	(△87,487)
(5)長期預り敷金保証金	(4,418,121)	(4,412,868)	(△5,253)

※負債に計上されているものについては、() で示しております。

(1)有価証券

時価については、金銭信託は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)差入敷金保証金

時価については、一定の期間で区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フ

ローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(4)長期借入金

1年以内の返済を予定している借入金を含んでおります。

また、時価については、借入金の元利金合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(5)長期預り敷金保証金

時価については、一定の期間で区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

VIII 関連当事者との取引に関する注記

1. 主要株主

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	神戸市	被所有 直接 30.80%	設備投資資金の借入	設備投資資金の借入 (注1)	4,919,400	一年内返済 長期借入金	690,972
				設備投資資金の返済 (注1)	654,176	長期借入金	17,071,231
			ポートアイランド第2期コンテナミナル拡張業務の受託	ポートアイランド第2期コンテナミナル拡張関連業務 (注2)	519,423	契約負債	268,005
			負担金の収受	阪神港の集貨事業に関する負担金(注3)	847,604	未収入金	847,604
			事業用地等の賃借	事業用地等の賃借 (注4)	2,105,428	営業未払金	—
	大阪市	被所有 直接 30.80%	設備投資資金の借入	設備投資資金の借入 (注1)	936,000	一年内返済 長期借入金	463,021
			設備投資資金の返済 (注1)	396,944	長期借入金	7,734,534	

(注1)港湾法に基づく無利子資金の貸付要綱に基づき借入を行っております。

(注2)委託契約書に基づき取引を行っております。

(注3)阪神港(神戸港)の集貨事業に関する協定書に基づき負担金を収受しております。

(注4)賃貸借契約書及び港湾施設専(占)用使用許可書に基づき取引を行っております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の子会社	大阪港埠頭株式会社	なし	事業用地等の賃借	事業用地等の賃借 (注 1)	2,845,244	—	—
				事業用地等の賃借に係る敷金の差入・返還 (注 1)	—	差入敷金 保証金	725,500
			設備投資資金の借入	設備投資資金の返済 (注 2)	146,666	一年内返済 長期借入金 長期借入金	146,666 953,329

(注 1)賃貸借契約書に基づき取引を行っております。

(注 2)金銭消費貸借契約書に基づき借入を行っております。

3. 役員等

役員及びその近親者との取引に注記すべき事項はありません。

IX 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	259,860 円 90 銭
1 株当たり当期純利益	24,115 円 80 銭

X 重要な後発事象に関する注記

当社は、令和 5 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり、(仮称) 阪神 LNG シッピング株式会社に出資することを決議いたしました。

(1)出資の目的 世界的なカーボンニュートラルの動きを受けて、船社では新造船発注において次世代燃料対応の建造が大幅に増加している中で、阪神港としても脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を図るため、船舶燃料のトランジションエネルギーとして短中期的に需要の増加が見込まれる LNG のバンカリング拠点の形成を推進するため、LNG バンカリング船の所有を目的とする (仮称) 阪神 LNG シッピング株式会社に対し出資するものである。

(2)出資する会社の名称 (仮称) 阪神 LNG シッピング株式会社

(3)出資する会社の事業内容 船舶貸渡業

(4)出資の時期 令和 5 年 6 月

(5)出資予定総額 287 百万円 (4 年で分割して出資)

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、1株当たり情報は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。